



残暑お見舞い申し上げます。

月に一度訪れる南の島の夏。昼、日向は灼熱の太陽の熱気に包まれます。ところが、ガジュマルの木陰に身を移した途端、涼風が全身を洗います。その清々しいこと、別世界です。夜、屋内には昼間の熱気の名残りが身体に纏わりつくように残っています。ところが、屋外に出た途端、夜風が全身を覆います。その気持ちいいこと、驚くほどです。

視線を天空に移すと、暗闇のなかに天の川や星々が浮かび上がり、地上に降り注いでいると見紛うばかりです。そんな至福の時間、ふと素朴な疑問に直面します。天空の彼方はどうなっているのか？星々や地球はどうやって誕生したのか？いかにして地球上に生物は生まれたのか？そして、私はなぜここにいるのか？

忙しい日常に紛れている私たちにとってこのような疑問を抱く瞬間はまれですが、この疑問に日々突き動かされている人々がいます。(宇宙)物理学者と呼ばれる人々です。

先日、宇宙と私たちの世界の成り立ちの謎を解く素粒子が発見されました。その存在の予言から半世紀、ついに「神の粒子」と呼ばれるヒッグス粒子の存在が確認されたのです。発見に向けた科学者たちの地道な研究や膨大な実験の努力に敬意を表さずにはいられません。ヒッグス粒子の発見によって、「この宇宙の物質が質量をもつ理由を、ひいては銀河が、惑星が、そして人間が存在し得る理由」を説明することができるとも思われるのです。

ところで、(宇宙)物理学者が、宇宙誕生から今日までの膨大な時間軸と広大な宇宙空間の成り立ちを探求しているその傍らで、多くの生物種が日々絶滅し、また絶滅の危機に瀕しています。私たちが生きるこの地球の生物多様性は20世紀以降日々毀損され続けているのです。

宇宙の成り立ちを解明する仕事は私たち市民の手に余るかもしれませんが、環境保全活動によって生物多様性を確保する取り組みは私たちも担うことができます。天の川と星々を眺めながら、世紀の発見と環境保全活動に思いを馳せた次第です。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和

弁護士 山上修平 弁護士 具 良鈺 弁護士 室谷悠子 弁護士 公認会計士 洪 勝吉

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 寺田有美子 / 事務局一同

## 紛争予防としての遺言

弁護士 山上修平

相続に対する意識が高まり、相続対策を考えられる方が増えているように感じます。

相続対策を行う目的は、主に、①相続税対策とその納税のための資金準備を行うこと及び②将来、相続人どうしの遺産分割に関する紛争を防止することにあります。

①相続税対策については、生前贈与や生命保険の活用、株や不動産の財産評価への工夫等々を検討して、準備をしていくこととなります。他方、②将来の相続人間の紛争を防止するためには、遺言書を作成し、被相続人の意思を明確に伝えることが重要です。

遺言には、通常の方式において、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があります。

自筆証書遺言では、遺言者が、遺言全文、日付、及び氏名を自書し、押印をすれば有効であるため、容易に作成することができます。しかし、相続開始後において、検認手続きを行う必要がありますし、作成時の状況について疑念が生じ、遺言の有効性が争われやすくなります。

他方、公正証書遺言の場合、当事務所のホームページでも紹介している通り、費用等が生じるものの、裁判所の検認手続きが不要であり、証人2名の立会を要するため、遺言の有効性を争われづらくなりますので、紛争予防の観点からは、公正証書遺言による遺言をお勧めします。

いずれの遺言の方式をとるにせよ、紛争を予防するために遺言をするのですから、遺言の内容が不明確であったために、後日、相続人間で望まぬ紛争が勃発しないように注意を要します。

### ●内容が争われた事案

遺言内容について争われた事案は、例えば、「私に万が一の事があれば本件全てを実弟にお渡し下さい」との遺言内容が明確性を欠く

として、その有効性が争われた事案（大阪地裁平成21年3月23日判決）、「全部を公共に寄与する」という遺言の内容について争われた事案（最高裁第三小法廷平成5年1月19日判決）、土地か建物かを明示せずに「〇市×町△号を遺贈する」と遺言したことについて、遺贈の対象財産に土地が含まれるのかが争われた事案（最高裁第三小法廷平成13年3月13日判決）等、多数に上ります。

裁判所では、遺言の文言のみを一義的に解釈するのではなく、遺言のその他の条項や遺言書の作成経過やその当時の状況等諸般の事情を勘案して、遺言者の意思を探求しますので、最終的には遺言者の意思に沿う内容で解決を見るかとは思いますが。

しかし、そうした訴訟にまで紛争が進展していること自体、望ましいものではありません。そのため、遺言の内容については、明確にするように心がけることが大切です。

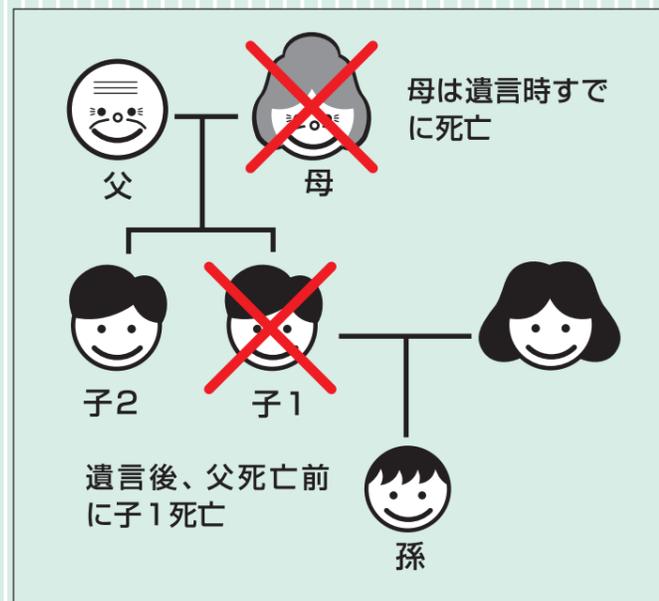
### ●最近の事例紹介

遺言内容の解釈について近年問題となった事例として、父が、「遺産の全部を子1に相続させる」旨の遺言を残したところ、子1の方が先に死亡し、後に父が死亡した場合、当該遺言の効力が争われた事例があります（図参照）。

この点、「相続させる」旨の遺言は、原則として、ある遺産をある相続人に単独相続させる旨の遺産分割の方法を指定したものであると評価されており、この場合、何らの行為を必要とせずに、当該遺産は、被相続人死亡時に、直ちに相続により当該相続人に承継されるものと解釈されています。

「相続させる」旨の遺言を遺産分割の方法の指定とみた場合、本事例に関する遺言の効力を定めた明文規定が存在しません（なお、遺贈の場合であれば、被相続人の死亡前に遺贈を受ける者が死亡すれば、遺贈の効力は生じないとしています。）。そのため、本事例の場合、遺言の効力が生じないとも、子1の子である孫が代襲相続をして、孫が全部の遺産を取得するとも考えることもできるため、実務上、解釈が分かれていました。

しかし、平成23年2月22日、最高裁は、本事例について、前者の見解を採用しました。すなわち、最高裁は、「相続させる」旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人（子1のこと）が遺言者（父のこと）の死亡以前に死亡し



た場合には、当該「相続させる」旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載のとの関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれている状況などから、遺言者が、当該推定相続人の代襲者（孫のこと）その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情がない限り、その効力を生ずることはない』と判断をしました。

最高裁の判断に従うと、本事例の場合、遺言書の記載等から判断して、父が、自分より先に子1が死亡した場合においても、なお孫に代襲相続をさせる意思を有していたと認められる事情がないのであれば、父が作成した遺言の効力は、認められません。その結果、相続財産を孫及び子2で法定相続分に従った遺産分割を行っていくこととなります。

最高裁の判断が示されたことにより、本事例のような問題について、法令解釈が最高裁の判断に従って統一されていくことが予想されます。

今後、遺言を行う父の立場としては、相続財産を子2に承継させたくない意向を有する、又は、相続財産を子1および孫に承継させていく意向を有するのであれば、子1が先に死亡する場合に備えて、遺言書において、子1が亡くなっていた場合の遺産分割の方法に関する補充規定を明確に規定しておくことが重要となります（但し、遺留分減殺の問題は生じえます。）。

こうした事例からみた場合、紛争予防の観点を重視すると、遺言者は、公正証書遺言の方法により、遺言内容をできる限り明確にした上で、指定した相続人が先に死亡した場合も想定しつつ、遺言を残しておくことをお勧めします。



弁護士 寺田有美子

## エコな手作りおもちゃ



今回は、「飛行風船」の御紹介です。材料は、「傘袋」。省資源意識が高まり、一時期ほどは見られなくなりましたが、大型商業施設などのエントランスに設置されている、あの細長い長方形のポリ袋です。「マチ」のない写真のようなものが理想です。

【作り方】①袋の片面にマジックペンで好きなイラストを描きます。透明であることを利用して好きなイラストを重ねると、イラストが透けて見えますので、なぞることもできます。穴が空いている方の端は閉口になりますので、15cmくらい空けておいてください。②マジックが乾いたら、空いている方の端から空気（呼気）を入れます。よく膨らませ、口を閉じます。閉口は、縛らずにクルクルと捻ってセロハンテープで留めれば十分です。

【遊び方】紙飛行機のように飛ばします。閉口側の先端が頭部になります。頭部を前方に構えて利き手の反対の手で腹部分（真ん中あたり）を持ち、他方の利き手で尾部（閉口の反対）部分を「ポン」と前方へ叩きます。思いの外遠くまで飛びます。頭部を少し上方に向けて、尾部を強く叩くのがポイントです。近頃子供の玩具類は種類が豊富になりました。しかし、既製品ではなく身近な物を利用した遊びは、応用力や想像力の育ちにも役立つとか。なぜこの「傘袋」が遠くまで飛ぶのか。反対向きではどうか。親子で物理の勉強にもなるかも知れませんね。是非楽しんで見て下さい。



## クラス会

弁護士 津田 浩克  
弁護士になって26年目に入りました。司法修習39期5組、私の配属されたクラスは、毎年持ち回りでクラス会を開催しています。一年間の出来事を語り明かして散会し、次の一年を頑張るのです。7月中旬奄美でのクラス会を開催しました。期間中は快晴に恵まれ、景勝



## 子どもたちのために

弁護士 岩本 朗  
今年度、弁護士会の子どもの権利委員会の委員長を務めています。これに加えて、たまたま、地元の子供会の副会長も務めることになってしまいました。子供会活動については、母親が中心となっている地域も多いようですが、私の地元の子供会の役員は、男性が多く



## 愛車(自転車)とともに

4  
つい最近、世話になった「愛車」を知人にお譲りすることになりました。永らく「接見巡り」の友だったため、感慨深い気持です。普通自動車の免許も取得していますが、大学卒業後ほとんどハンドルを握っておらず、「ゴールデン・ペーパー・ドライバー」と化しています。言い訳ではありませんが、それなりの重量の荷物を持って移動するに際し、自転車での移動は



## チャレンジ

弁護士 具 良 鈺  
先日、生まれて初めて、宇治の太陽が丘運動公園で開かれた京都大作戦という夏フェスに参加しました。二日間にわたり、いろんなバンドが出てくる、いわば音楽のお祭りです。炎天下の中、

二万人が物凄いパワーと熱気に包まれました。日本の若者は元気がないといわれますが、とんでもありません。今までロック音楽にも夏フェスにも、どこか怖いイメージを持っていましたが、実家近くで、こんなに楽しいイベントがあると知り、新たなことにチャレンジする楽しさと意欲が湧きました。



## 秋田のヒグマたち

弁護士 室谷 悠子  
秋田の八幡平のクマ牧場でヒグマが逃げ出し、作業員が亡くなるというとても痛ましい事故がありました。実質的に経営破綻した牧場に残された21頭のヒグマたちは殺処分やむなしとされています。絶対にあってはならない事故ですが、エサも十分でない劣悪な環境で飼われてきたクマたちに

何の責任もありません。森の王様であるクマは自然に生きてこそ優雅に生きることができ、決して飼うべきではないのですが、飼った以上は命つきるまで飼うのが人としての責任だと思います。クマ牧場を自然に近いクマの姿が見られる教育施設として再生しようという運動に関わっています。生命を大事にする解決法は人を集め、地域の発展にも貢献するはずですが、興味があれば声をかけてください。注：秋田の森にいるのはツキノワグマで野生のヒグマはいません。



## ある日の研修内容

弁護士・公認会計士 洪 勝吉  
先日、中小企業の事業再生に関する研修に参加しました。そこでの「再建が成功する企業としない企業との一番の違いは何か」という質問に対する講師の回答は、「事業を組み替えて付加価値の高い製品を提供できるかどうか」という点も重要だが、経営者と従業員に熱意と信頼関係があるかが最も

大きいように思う」というものでした。ひところ内部統制という言葉も流行っていましたが、立派なシステムを作っても運用できる人がいなければ「仏作って魂入れず」になってしまいます。「コンクリートから人へ」というスローガンは掛け声倒れになりそうな政治情勢ですが、いかに人に投資するかが組織運営の要点のようです。



## 15(じゅうご)の守り

弁護士 池田 直樹  
「15%減量しないと夏を越せませんよ。」5月、老ビーグル犬ユイに下った診断である。ユイは隣家からこっそり残飯をもらい続け、肝疾患でよたよた。キロ1000円の治療用エサに躊躇する私を「命の問題だろ！」と息子が一喝した。家族皆で運動と食事制限に努め見事減量。今では、



## 顔つき・人相について思う

弁護士 原 正和  
今年に入ってから、オウム真理教の指名手配犯が次々と逮捕されました。彼らの人相がこの15年間ほどの間に大きく変わっていたことに、多くの人が驚いたのではないかと思います。彼らは逃亡犯という特殊な状況に長年にわたり置かれていたため、特別な部分もあるとは思いますが、しかし、一般論としても、人の顔つきや人相、雰囲気などは、歳月を経るごとに良くも悪くも変わっていくものだと思います。私は、2年数か月間の留学から帰国した時、同期や先輩弁護士、あるいは依頼者の方々と久しぶりにお会



## 自己ブランディング

弁護士 山上 修平  
消費が冷え込む中、消費者に自社商品を買ってもらうためには、他社商品との差異化を図る必要があります。こうした差異化には、商品自身の差異化とともに、「安くて、品質のいい服といえば〜。」といった他社商品とは違ったブランドイメージを構築していくこと(ブラン

糞を埋めた庭に実るきゅうりを収穫して空腹をしのご自然再生犬となった。一方、関電の電力15%削減は、大飯原発再稼働で飛んだ。産業対策は大事だが、大飯を食らいつつ、放射性廃棄物は未来に押し付けてよいのか。「命の問題だろ！」という若者と福島の子供たちの声に耳を傾けよう。生活の場から行動しよう。かつて米英へ竹槍構えた銃後の守りの夏から、未来への思いやり持ちせめて15(%削減)の守りの夏を。

いした時、わずか2年ほどの間でも、人はこれほどまでに目つきや顔つき、雰囲気が変わるものなのかと感じたことがあります。私は今年、36歳の年男です。12年前は、ちょうど司法試験に合格した年でした。この12年の間に自分自身も顔つきや雰囲気が変わったであろうことを自ら実感するとともに、今から12年後、自分がどのような顔つきや人相をしているのかは、これからの日々の生き方によるのだと感じております。顔つきや雰囲気などからしても、強い意志と力がみなぎる人物だと思ってもらえるよう、これからは誠実かつ真面目に、仕事にもそれ以外のことに一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

5  
ディング)が重要課題となります。弁護士を含めた士業は、自分自身が商品となります。そこで、ある機会に、私も自己ブランディングを考えてみました。自分の業務について内省する良い契機になりましたが、いざブランドイメージを構築するとなると難しいものです。弁護士業務5年という区切りを終えますが、今後、自己のブランドイメージを構築していけるように努めたいです。

## ～海外旅行と為替相場～

弁護士・公認会計士  
洪 勝吉

少し前にイタリアへ観光旅行に行ってきた。幸いなことに旅行期間中は天候に恵まれました。写真はヴェネツィアのサン・マルコ広場の鐘楼から撮影したものです。レンガの赤色と海・空の青色のコントラストがとても鮮やかでした。

ユーロ円の為替相場は2008年には1ユーロ169.93円を記録しましたが、現在は100円をきる展開となっています。私が旅行したときは、100円を少し上回る程度でした。そのときはユーロもだいぶ安くなったと喜んでいましたが、円高を考慮してもイタリアの物価水準は日本より若干高いと感じました。例えば、お昼に水とスパゲッティを食べてチップを置けば、すぐに15ユーロ（1ユーロ110円だと1650円）ほどになります。観光地価格なのかもしれませんが、お客さんの7割程度はイタリア人と思しき人でしたので、おそらく通常の価格だったのだらうと思います。ただ、ワインの値段は非常に安かったですね。グラスワイン3杯分ぐらいの量が5ユーロ程でした。

外国為替レートの決定に関する説明方法の一つに購買力平価説という考え方があります。これは、自由



競争市場では1つの物には1つの価格がつき、2国間でも同様であるから、例えばイタリアと日本の物の価格（物価）が同じ水準になるように外国為替レートが決定される（購買力平価）、というものです。為替レートは金利や国際情勢等にも影響されるので、購買力だけで決定されることはないのですが、購買力平価から大きく乖離した状態は長期的には続かないと言われています。国際通貨研究所の2012年4月の発表によると消費者物価を基準したユーロ円の購買力平価は1ユーロ95.52円です。現在（2012年7月）の為替水準は購買力平価に近接しているので、旅行者にとってはよいかもしれません。

## 独立開業のお知らせ

甲斐・広瀬法律事務所  
弁護士 広瀬元太郎

広瀬です。

私こと、本年3月末をもってあすなる法律事務所を退所し、大阪市北区西天満において、すでに独立開業しておりました甲斐みなみ弁護士（私からみれば、あすなる法律事務所の先輩にあたります）に合流して「甲斐・広瀬法律事務所」を立ち上げました。

また、これを機会に、弁護士登録名を「廣瀬元太郎」

から「広瀬元太郎」に改めさせていただきました。

あすなる法律事務所に在籍しましたのは4年3か月間ではありましたが、弁護士としての最初の時期に、お客様に恵まれたことが今の自分の貴重な財産となっていることは間違いありません。

独立したばかりで、仕事を選べる身ではありませんが、前職の経験を生かした建築・不動産の知識、サラリーマンとしての経験を生かし、フットワークの良い「呼ばれたらすぐ来る」弁護士を目指します。

本当にありがとうございました。

## ELF 日本環境法律家連盟

震災から1年以上経っても、未だこの国の行方は不透明なままです。それでも、エネルギー政策のあり方をめぐっては、かつてない関心の広がりを感じます。この7月に開催した、風力発電の第一人者を講師に迎えた「クリーン電力時代とはどういう社会か」がテーマの講演会は満員の盛況でした。JELFでは、新しい環境産業や環境コンプライアンスなどをテーマに、市民向け・企業向けの学習会を今後も開催します。どうぞご期待ください。



TSBは、当事務所が加わっている専門士業のワンストップサービスのネットワークです。協同組合組織にしておりましたが、ストックビルへの移転後に組合としてはいったん解散することに致しました。

現在は、税理士事務所、司法書士事務所及び当事務所のそれぞれ若手世代に活動の中心を移すことにし、共同して個別の案件の対応にあたることに加え、毎月、実務的な事柄についての研究会を行っています。

将来的には、対外的なセミナーの開催など、活動を拡充していく予定です。

## お知らせ

当事務所では右記期間を夏期休暇とさせていただきますのでご了承ください。

■大阪事務所：8月14日（火）～8月15日（水）

■奄美支所：8月27日（月）～8月31日（金）